

消費税率引上げに伴う定形郵便物（25 グラム以下のものに限る。）及び料金上限規制の対象となる 25 グラム以下の信書便物の料金の上限の改定について

平成 25 年 11 月 29 日
物価問題に関する関係閣僚会議

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられることに伴い、定形郵便物（25 グラム以下のものに限る。）及び料金上限規制の対象となる 25 グラム以下の信書便物の料金の上限については、別紙のとおり郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）の一部を改正し、82 円に改定することとする。

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

- (1) 平成 26 年 4 月に消費税率が 5 % から 8 % へ引き上げられることに伴う公共料金等の改定については、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することが政府方針とされており(平成 25 年 8 月 6 日付け消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部報告)、郵便料金においてもこれを踏まえた対応が必要である。
- (2) 郵便料金の改定手続は、第一種郵便物(封書)・第二種郵便物(葉書)は届出制、第三種郵便物(定期刊行物)・第四種郵便物(通信教育等)は認可制である。第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物については、総務省令で上限料金(現行 80 円)を定めており、今回の消費税率引上げに対応するため、上限料金の改定が必要である。

2 改正の概要

- (1) 郵便法施行規則(平成 15 年総務省令第 5 号)の改正
25 グラム以下の定形郵便物の上限料金について、消費税率引上げ分の適正な転嫁の観点から、「80 円」から「82 円」に改定する。
$$<80 \text{ 円 (現行)} \times 108/105 \text{ (消費税率引上げ分)} = 82 \text{ 円 (1 円未満四捨五入)} >$$
- (2) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 27 号)の改正
一般信書便事業に係る 25 グラム以下の信書便物の上限料金について、現行は定形郵便物の上限料金と同額の「80 円」とされていることから、上記の定形郵便物の上限料金の改定に併せて、「82 円」に改定する。

3 施行期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成 26 年 4 月 1 日)から施行する。